

策定年月	平成 6 年 8 月
変更年月	平成 12 年 9 月
変更年月	平成 18 年 3 月
変更年月	平成 21 年 4 月
変更年月	平成 22 年 5 月
変更年月	平成 24 年 3 月
変更年月	平成 26 年 10 月
変更年月	平成 29 年 1 月
変更年月	令和 4 年 4 月
変更年月	令和 5 年 9 月

農 業 経 営 基 盤 の 強 化 の 促 進 に 関 す る 基 本 構 想

青 森 県 八 戸 市

目次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業 経営の指標	5
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従 事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営 もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	7
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確 保及び育成に関する事項	8
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利 用に関する事項	10
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
第 6	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 農業の現状

八戸市の総面積は30,556ha（令和2年10月1日現在）であり、このうち、農業振興地域は総面積の79%（24,031ha）、農用地区域は13%（3,891ha）を占めている。

この農用地区域を中心に、水稻をはじめ、ながいも、ねぎ、ピーマン、にんにく等の露地野菜、いちご、ミニトマト等の施設野菜、りんご、ブルーベリー等の果物やワイン用ぶどう、キク、トルコギキョウ等の花き、そば等の畑作物、葉たばこ等の特用作物、鶏卵等の畜産物等、地域特性を生かした多彩な生産が展開されている。

市民に新鮮かつ良質で多彩な食料を安定的に供給するとともに、高速交通網の整備により首都圏を中心とした広域流通も展開されている。

また、農業生産という本来の役割の他に、市民に潤いと安らぎをもたらす場としての緑と良好な景観、水源のかん養、自然環境の保全、防災空間としても重要な役割を担っている。

2 農業の基本方向

地域農業の持続的な発展を図るためには、経営感覚に優れた多様な農業者を育成することが重要であり、平成22年に「農業経営者の育成に関する協定」を締結した八戸学院大学等と連携しながら、経営規模の拡大を目指す農業者についても、経営規模は小さくても加工や販売による経営の多角化を目指す農業者についても、それぞれの自主性を踏まえた経営を支援するとともに、地域の担い手は地域が育てる「地域経営」の観点から、地域の中核的な農業者を中心とし、地域を支える意欲的な兼業農業者と一体となった集落営農を促進するため、地域の中核的な農業者、兼業農業者、自給的農業者が、それぞれの経営志向に応じ、お互いの経営上のメリットを享受できるような地域全体のニーズに応じた取組を支援する。

また、八戸市の自然条件と生産地でもあり消費地でもあるという社会条件を生かし、野菜生産を中心としながらも、市内の地域毎の自然・社会条件により、果樹、花き、畑作物等の生産振興を図り、地域特性を生かした多彩な農業生産を促進することとし、令和12年度を見据えながら施策を推進する。

3 育成する農業経営体の経営目標

このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る、魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営において他産業従事者と遜色のない年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）で、他産業従事者の生涯所得と並ぶような年間農業所得570万円程度（主たる従事者1人当たりの年間所得としてみれば430万円程度）を確保することができるような経営体を育成することを農業経営の目標とする。また、八戸市の優良経営体の事例などを踏まえながら、個別経営体の指標を設定するものとする。

なお、このうち新規就農者については、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得として、経営体の目標の5割程度とする。

4 基本的施策

3の目標を達成するために講ずる基本的な施策は次のとおりとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の増加を図りつつ、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「新規就農者」という。）を確保し、法第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を受けた新規就農者等（以下「認定新規就農者」という。）へと育成することを基本として取り組む。特に、地域農業のリード役となる若い生産者には、国際化に対応できる優れた経営感覚を持ち、意欲的に経営改善に取り組む人材が求められているため、農業内外の青年等の就農を支援し、優れた青年等の育成を進める。また、地域の合意形成に基づく経営再開マスタープラン及び地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の見直しを推進しながら、土地利用型農業においては、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「中間管理事業法」という。）第2条第4項）が行う農地中間管理事業（中間管理事業法第2条第3項）等の積極的な活用による経営規模拡大を推進する。
- (2) 生産性の向上を図り、農業経営基盤の強化を促進するため、圃場の集団化や大区画化を図るとともに農用地利用改善団体、土地改良区等の土地利用調整活動による農地の連担化を図る。

(3) 規模拡大に意欲的な地域農業の担い手を核とした経営体や農作業の受託を行う生産組織の育成に努めるとともに、体制の整ったものは特定農業法人や特定農業団体の設立へ誘導する。

(4) 将来農業で自立していこうとする意欲ある農業者と小規模な兼業農家等がそれぞれの地区において話し合いを重ねるための機会の創出を促進する。

なお、農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(5) 遊休農地については、農業上の利用の増進を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地に関して、農業委員や農地利用最適化推進委員の活動により認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。また、農業参入企業による農地の有効活用を促進する。

(6) 土地利用型農業が主である地区で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積を進める必要のある地区において、地区での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地区での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにすることを促進する。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地区においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう助言を行う。

(7) 施策の推進に当たり、八戸市・八戸市農業委員会（以下「農業委員会」という。）・八戸農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）等の関係機関は、土地利用型部門の生産性の向上に向けて、既存の諸事業や制度の普及啓蒙とその有効な活用にも努め、積極的な支援を行うものとする。

5 新規就農者数の確保目標

新規就農者数については、独立自営と雇用就農を合わせて年間8人を目標とする。

＜新規就農者数の目標＞

区 分	目標（令和12年）
新規就農者数	8人／年

6 地域別特徴と施策の方向

地域ごとに推進する取組は次のとおりとする。

- （１）市川地区、下長地区、上長地区、豊崎地区、館地区、是川地区、南浜・美保野地区、大館地区、島守地区、中沢地区

従来からの基幹作物をはじめ、地域特性を生かした多彩な農業生産を行っている上記地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（年間8人程度）を重点的に進め、農業協同組合、農業生産団体等と連携し、栽培技術の向上の促進や販路の確保を図り、新たに農業経営を営もうとする青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

- （２）旧市内地区

市街化区域が大部分を占める旧市内地区においては、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進めることは難しいが、現在活動している地域の担い手の育成を図り、必要に応じて新たに農業経営を営もうとする青年等への支援を行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内で展開している優良事例を踏まえつつ、八戸市における主要な営農類型を農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等について示すと次のとおりである。

【経営管理等に関する指標（各営農類型共通）】

経営管理の方法

- (1) 経営と家計の分離を図り、経営の合理化、健全化を推進するため、複式簿記記帳を行い、青色申告を実施する。
- (2) 経営内容を的確に把握し、分析するため、パソコンの活用を図る。
- (3) 経営の安定性、永続性を高めるため、経営管理を強化し、体制の整った経営体について法人化を進める。

農業従事の態様等

- (1) 農業従事者を安定的に確保するため、家族経営協定の締結に基づく休日制、給料制の導入に努める。また、雇用労働力の恒常的な確保を要する経営体では、社会保険の加入に努める。
- (2) 他産業並の労働時間を実現するため、ヘルパー制度の導入や、季節雇用者の適切な導入を図る。
- (3) 労働環境の快適化を進めるため、作業環境の改善、作業条件の整備に努める。
- (4) 労働の安全性強化を図るため、安全で作業者に適する機械の導入、休憩時間の確保等に努める。また、労災保険等各種災害補償制度への加入に努める。

〔個別経営体〕

	営農類型	経営規模 (ha)	主要資本装備	備考
1	水稻＋施設野菜(いちご)＋大豆	水稻 0.6 いちご(促成) 0.3 いちご育苗ほ場 (0.3) 大豆 0.6 経営面積計 1.5	トラクター、トラック、管理機、畝立機、土壌消毒機、パイプハウス	
2	水稻＋施設野菜＋果樹	水稻 0.6 ミトマ(ハウス) 0.2 りんご ふじ 0.3 王林 0.1 経営面積計 1.2	トラクター、トラック、管理機、スピードスプレーヤー、パイプハウス	
3	水稻＋露地野菜	水稻 0.6 ながいも 1.1 ながいも種子 (0.28) にんにく 0.6 ピーマン 0.15 経営面積計 2.45	トラクター、トラック、管理機、トレンチャー、掘取機、にんにく収穫機、にんにく乾燥機、ブロードキャスター	

〔組織経営体〕

	営農類型	経営規模 (ha)	主要資本装備	備考
1	大豆作業受託	大豆 25.0 水稻 20.0 (刈取り・乾燥) 経営面積計 45.0	トラクター、マニユアスプレッダー、コンバイン、乾燥施設	

(注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社その他農業生産組織のうちの経営の一体性及び独立性を有するもの。)

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として試算。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額の平均が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

尚、当地域における組織経営体は、経営体ごとの差異が大きく、標準的な類型を示すことは難しいが、集落営農については、地域として推進していく必要があることから、集落営農を1つの類型として記載するものである。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 経営目標

新規就農者等においては、他産業従事者や育成する経営体と均衡する年間総労働時間（1人当たり2,000時間程度）で、農業経営開始から5年後には、農業で生計が成り立つ年間農業所得290万円程度（第1の3に示す経営体の目標の5割程度で、主たる従事者1人当たりの年間農業所得としてみれば220万円程度）を目標とする。

2 新規就農者等の基本的指標

新規就農者等が、魅力ある農業経営の実現に向けて、計画的に営農を進めるための目標とすべき経営指標を次のとおりとする。なお、経営管理等に関する指標（各営農類型共通）については第2に示すとおりとする。

営農類型別の農業経営規模等に関する指標

	営農類型	経営規模(ha)	主要資本装備	備考
1	水稲＋施設野菜(いちご)	水稲 0.6 いちご(促成) 0.15 いちご育苗ほ場 (0.15) 経営面積計 0.75	トラクター、トラック、管理機、畝立機、土壌消毒機、パイプハウス	
2	水稲＋施設野菜(ミニトマト)	水稲 0.6 ミニトマト(ハウス) 0.15 経営面積計 0.75	トラクター、トラック、管理機、パイプハウス	
3	水稲＋露地野菜	水稲 0.6 ながいも 0.55 ながいも種子 (0.14) にんにく 0.35 ピーマン 0.075 経営面積計 1.58	トラクター、トラック、管理機、トレーンチャー、掘取機、にんにく収穫機、にんにく乾燥機、ブロードキャスター	

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

八戸市の農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、青森県農業経営・就農サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）、三八地域県民局地域農林水産部農業普及振興室（以下「県農業普及振興室」という。）、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新規就農者の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、八戸市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 八戸市が主体的に行う取組

八戸市は、新規就農者や農業を担う多様な人材の確保に向けて、サポートセンター、県農業普及振興室や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応する、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、八戸市が主体となって、サポートセンター、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

八戸市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、国や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

八戸市は、サポートセンター、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、役割分担し、八戸市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を実施する。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

八戸市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、サポートセンター及び県農業普及振興室へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、八戸市の区域内において後継者がいない場合は、サポートセンター及び県農業普及振興室等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるようサポートセンター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標として示すと次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：36.1% なお、効率的かつ安定的な農業経営を営む農用地が分散状態になっている現状を踏まえ、農地の面的集積を促進していくため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業による農地の調整活動を積極的に行いながら、農地利用集積における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。	

(注) 1 上記のシェア目標は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地の利用〔基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。〕面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

八戸市の平坦部では、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が十分に図られているとはいえない。

また、中山間地域で生産条件が不利な地域が多いことから、平坦部同様、農作業の効率化等が十分に図られているとはいえず、また、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が懸念される。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地のビジョン

八戸市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、更なる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

特に、八戸市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

また、中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針及び関係機関・団体との連携等

八戸市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るため、以下の施策を推進することとする。なお、そのために関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、八戸市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、公益社団法人あおもり農業支援センター及び八戸地域担い手育成総合支援協議会等による連携体制を整備する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

八戸市が行う農業経営基盤強化促進事業の実施に当たり、法第6条第2項第6号により定める事項は以下のとおりとする。

なお、同事業の実施に当たり、別に定めのない場合は、農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に即して行うものとする。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

（1）第18条第1項の協議の場の設置の方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における振興する農産物の農繁期を除いて設定することを基本とし、開催に当たっては、八戸市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、八戸市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県農業普及振興室、その他の関係者とし、協議の場において、当該区域における「農業の将来の在り方」、「農業上の利用が行われる農用地等の区域」、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項」などについて協議を行うほか、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように八戸市が主体となって調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を八戸市農業経営振興センターに設置する。

（2）第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで経営再開マスタープランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

（3）その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

八戸市は、地域計画の策定に当たって、県農業普及振興室・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うほか、地域計画の実現に向け、農地中間管理事業や特例事業を通じた利用権の設定等を促進する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準、その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

八戸市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6－1 号の認定申請書を八戸市に提出して、農用地利用規程について八戸市の認定を受けることができる。
- ② 八戸市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 3 項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 八戸市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を八戸市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利

用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人になることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和 55 年政令第 219 号)第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 八戸市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件の他、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該

区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 八戸市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 八戸市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業普及振興室、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、八戸地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

八戸市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(3) その他

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

- ① 八戸市は、農業基盤整備、生活環境整備その他の関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
- ② 八戸市は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業、その他の助成事業については農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
- ③ 八戸市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、

水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

- ④ ①から③のほか、八戸市は地域農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資するものとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

八戸市は、農業委員会、県農業普及振興室、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

さらにこの検討結果を踏まえ、上記関係者等は、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示されるような経営体への移行を実現するため、効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、八戸市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則1 この基本構想は、平成18年7月21日から実施する。

2 改正後の基本構想は、平成20年8月1日から実施する。

3 改正後の基本構想は、平成21年2月24日から実施する。

4 改正後の基本構想は、平成22年5月31日から実施する。

5 改正後の基本構想は、平成24年3月29日から実施する。

6 改正後の基本構想は、平成26年10月1日から実施する。

7 改正後の基本構想は、平成29年1月31日から実施する。

8 改正後の基本構想は、令和4年4月20日から実施する。

9 改正後の基本構想は、令和5年9月19日から実施する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）の施行後においても、同法に設けられた経過措置により引き続き農用地利用集積計画の作成を行う場合の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。